

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施（5件）（商工政策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	3
○道路の供用開始（"）	3
公 告	
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置（港湾課）	3
入札公告	
○一般競争入札（高知県庁プリントサービスの公告）（情報政策課）	3

告 示

高知県告示第98号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐清水市	平成21年4月13日	午後2時から午後2時30分まで	高知県漁業協同組合布支所
"	"	午後3時から午後4時まで	土佐清水市下ノ加江市民センター
"	平成21年4月14日	午前9時30分から午前10時30分まで	土佐清水市三崎市民センター
"	"	午前11時から正午	土佐清水市下川口

		まで	市民センター
"	"	午後1時30分から午後3時30分まで	窪津区長場
"	平成21年4月15日	午前9時から午前10時まで	中浜区長場
"	"	午前10時30分から午前11時30分まで	大浜区長場
"	"	午後1時から午後2時まで	松尾区長場
"	"	午後2時30分から午後3時30分まで	足摺岬区長場
"	平成21年4月16日	午前9時30分から午前11時まで	以布利漁民センター
"	"	午後1時から午後4時30分まで	土佐清水市役所
"	平成21年4月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
土佐清水市
- (2) 検査の年月日
平成21年4月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第99号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
宿毛市	平成21年5月11日	午後2時から午後4時まで	小筑紫基幹集落センター
"	平成21年5月12日	午前9時30分から午前11時30分まで	高知はた農業協同組合宿毛東出張所
"	"	午後1時から午後2時まで	宿毛東部農村環境改善センター
"	"	午後3時から午後4時まで	橋上生活改善センター
"	平成21年5月13日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市役所
"	平成21年5月14日	午前9時から正午まで	片島公民館
"	"	午後3時40分から午後4時10分まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
"	"	午後4時40分から午後5時まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
"	平成21年5月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
宿毛市
- (2) 検査の年月日
平成21年5月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第100号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
黒潮町	平成21年5月18日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	黒潮町役場佐賀総合支所
〃	〃	午後4時から午後4時30分まで	旧白田川支所跡地（消防屯所前）
〃	平成21年5月19日	午前9時から午前10時まで	高知県漁業協同組合田野浦支所
〃	〃	午前10時30分から正午まで	黒潮町大方総合支所
三原村	〃	午後2時から午後4時まで	三原村農業構造改善センター
大月町	平成21年5月20日	午前10時から午前11時30分まで	大月町老人福祉センター
〃	〃	午後1時から午後2時まで	大月町平山区役場
〃	〃	午後2時45分から午後3時30分まで	すくも湾漁業協同組合柏島支所前
〃	平成21年5月21日	午前9時20分から午前11時20分まで	大月町役場
黒潮町、大月町及	平成21年5月22日から同年12月22日まで（日曜日及び	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

び三原村	土曜日並びに休日を除く。）		
------	---------------	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

黒潮町、大月町及び三原村

(2) 検査の年月日

平成21年5月22日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第101号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
香美市	平成21年5月25日	午前11時から午前11時30分まで	岡ノ内小学校跡地
〃	〃	午後1時から午後1時30分まで	五王堂消防屯所
〃	平成21年5月26日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	奥物部ふれあいプラザ
〃	平成21年5月27日	午後1時から午後2時まで	猪野々消防屯所
〃	平成21年5月28日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香美市香北支所
〃	平成21年6月1日	午前10時30分から午前11時30分まで	佐岡地区老人憩の家

〃	〃	午後1時から午後2時まで	片地地区多目的集会所
〃	平成21年6月2日	午前10時30分から午前11時まで	香美市繁藤出張所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香美市立農山村コミュニティセンター
〃	平成21年6月3日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	高知県中央東福祉保健所
〃	平成21年6月4日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

香美市

(2) 検査の年月日

平成21年6月4日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第102号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
香南市	平成21年6月8日	午前10時30分から午前11時30分まで	香南市野市東部老人憩の家
〃	〃	午後1時から午後	香南市佐古防災コ

		2時まで	コミュニティーセンター
〃	平成21年6月9日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	香南市のいちふれあいセンター
〃	平成21年6月10日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市夜須中央公民館
〃	平成21年6月11日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市赤岡庁舎
〃	平成21年6月15日	午前10時30分から午前11時30分まで	赤岡青果市場株式会社支店山北青果市場
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市岸本集会所
〃	平成21年6月16日	午前10時30分から午前11時30分まで	香南市香我美庁舎
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市吉川総合センター
〃	平成21年6月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
香南市
- (2) 検査の年月日

平成21年6月17日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成21年2月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字 ヲカノ前56番6から 宿毛市橋上町出井字 ヲカノ前29番5まで	前	11.4 } 55.8	295
	後	11.4 } 49.1	

高知県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成21年2月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町御坊畑字タクボ863番3から 幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ1171番1まで	160	平成21年2月10日

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基

づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年2月10日

高知港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高知市長浜字江口

FRP船1隻（船名不明及び船舶番号不明）

- 2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して21日以内を高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

- 3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達するサービスの名称及び数量

高知県庁プリントサービス 一式

- (2) 調達するサービスの特質等

入札説明書による。

- (3) 契約期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

- (4) プリンタの納入期限

平成21年5月29日（金）

- (5) 納入場所

高知県庁の本庁各課及び出先機関、県立学校並びに警察本部及び警察署

- (6) 入札方法

ア 入札金額は、用紙サイズにかかわらず、この入札公告に示したプリンタに係る印刷1ページ当たりの単価（円未満小数点以下第2位までとする。）を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

<p>と。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 要求仕様書の基準を満たすサービスの提供が確実に実施することができることを実施内容説明書によって明らかにした者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル 高知県政策企画部情報政策課 電話番号088-823-9773</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成21年2月10日（火）から同年3月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成21年3月23日（月）午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年3月19日（木）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項</p>	<p>この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した物品の機能等証明書及び納入することができることを証明する書類を平成21年3月13日までに提出しなければならない。</p> <p>なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 資格審査に関する事項 2の(2)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センター会計物品担当へ提出すること。ただし、平成21年2月23日（月）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、参加資格が与えられない場合がある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に記入するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(8) 調達手続の停止等 平成21年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(9) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Service to be provided: Provision, set-up and maintenance/support of printers and related supplies for Kochi Prefectural Government offices</p> <p>(2) Deadline for tender by hand: 11:00 A.M. on Monday 23 March 2009</p> <p>(3) Deadline for tender by mail: 4:00 P.M. on Thursday 19 March 2009</p> <p>(4) Inquiries: Department of Policy and Planning, Information Policy Division, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan</p>	<p>Tel: 088-823-9773</p>
--	--	--------------------------